

和解による住宅地図著作権侵害訴訟の 終結に関するお知らせ

当社提起による住宅地図著作権侵害差止等請求訴訟(※)の控訴審において、2022年11月11日に和解が成立し、訴訟が終結しましたのでお知らせいたします。

■本訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

2018年、ポスティング会社による住宅地図帳及び電子住宅地図デジタウンの印刷物に関する大量の無断複製の疑いが確認され、複製利用状況の情報開示と過去分の複製利用料の支払いを複数回に渡って求めましたが、いずれの求めにも応じる様子がなかったため、2019年9月30日、同社とその代表者に対し侵害行為の差止等を求める訴訟(東京地方裁判所 令和元年(ワ)第26366号)を提起いたしました。

その結果、2022年5月27日、主要な争点であった当社住宅地図商品の著作物性が認定され、侵害行為の差止並びに損害賠償金及び遅延損害金の支払を認容する判決が言い渡されましたが、同社らはこれを不服として、知的財産高等裁判所に控訴(令和4年(ネ)第10069号)し、訴訟が継続しておりました。

■和解の内容

ポスティング会社とその代表者は、当社住宅地図商品に係る当社の著作権を侵害したことを確認するほか、第一審の判決内容を基本的に維持することを内容としております。

■今後の見通し

本和解の成立による、当期の連結業績予想に変更はございません。

※ご参考

2022年5月30日発信

【ニュースリリース】住宅地図の著作権侵害訴訟に関する判決について

<https://www.zenrin.co.jp/information/public/220530.html>